

③地域における研修機会の充実にに向けた募集定員配分について（案）

- ・「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」は「地域で活躍できる医師の養成に資するよう、…地域の医療機関で研修する期間を半年程度確保できる制度に見直すこと」を提言。
- ・本部会においても「地域での研修機会を充実する観点から、地域医療を中心に経験できる地方と大都市部の両方の特性・魅力を生かした研修プログラムの設定を推進してはどうか」との意見が出されたところ。
- ・これらを踏まえ、令和8年度以降は、医師多数県^{*1}の募集定員上限のうち一定程度^{*2}を、「医師少数県^{*3}」又は「医師中程度県^{*3}の医師少数区域」に所在する臨床研修病院で半年間以上研修を行う^{*4}プログラムの募集定員に充てることとしてはどうか。

*1 募集定員上限に占める採用人数の割合が全国平均以上の都道府県（ただし、地理的事情などの特殊事情を有する沖縄県は除く。）に限る

*2 5%程度。ただし、激変緩和措置の適用都道府県は、これに激変緩和措置により加算された定員数の1/2を加えた数

*3 募集定員上限に占める採用人数の割合が全国平均以下の都道府県に限る

*4 臨床研修の2年目に行うことを想定

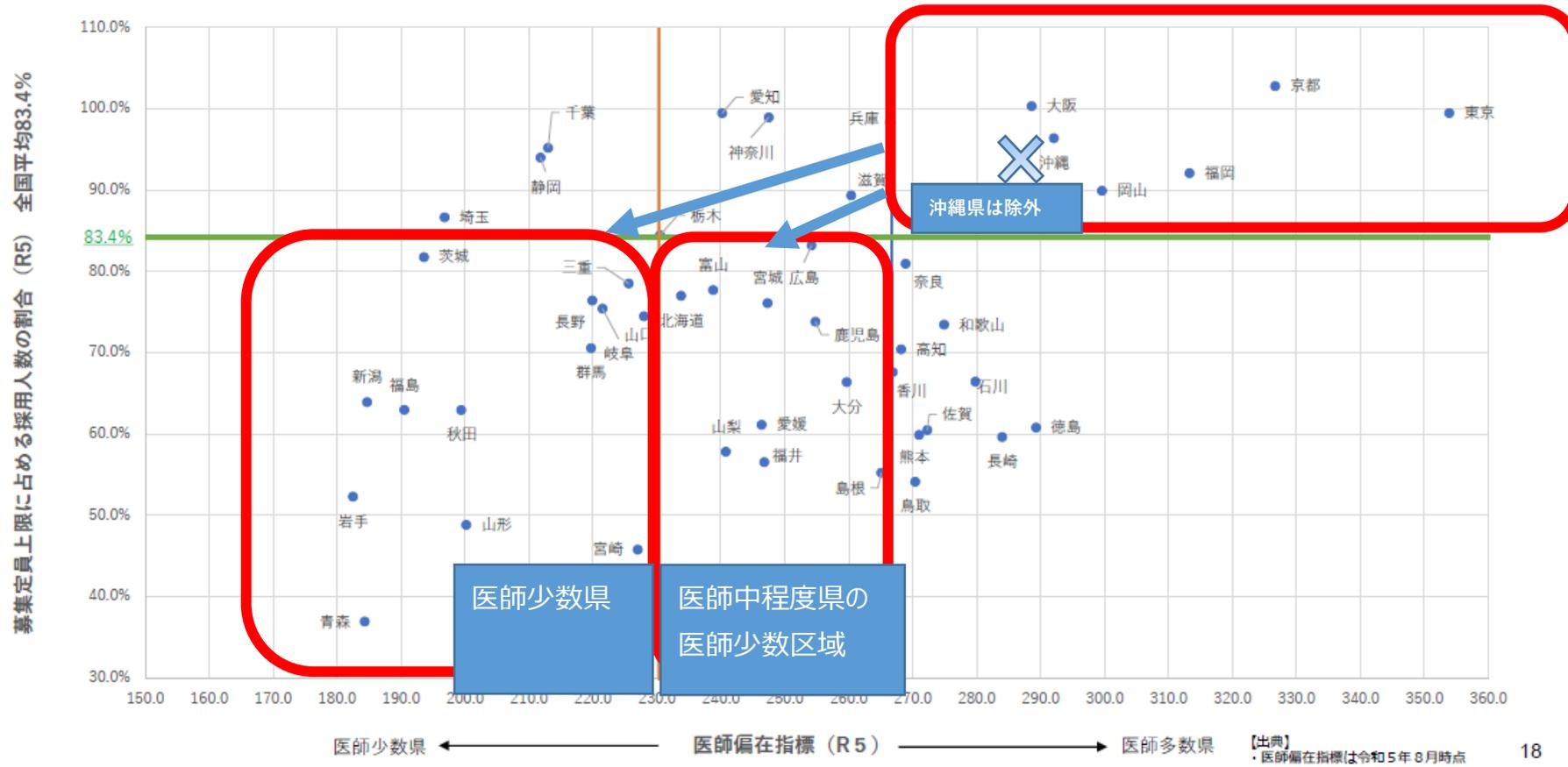
③地域における研修機会の充実に向けた募集定員配分について（案）

令和8年度臨床研修における広域連携型プログラム枠（仮称）の運用スケジュールのイメージ

| 日程 | 取組の内容 |
|-------------|---|
| 令和6年12月頃 | 令和8年度臨床研修の各都道府県の募集定員上限について、 医師臨床研修部会 で審議し、厚生労働省として決定 |
| 令和6年12月頃 | 厚生労働省 から、各都道府県に募集定員上限を連絡（ 広域連携型プログラム枠（仮称）*の対象都道府県には、同枠の人数についても連絡 ） |
| | 各都道府県 は、地域医療対策協議会を開催し、管内臨床研修病院の募集定員の設定を協議 |
| 令和7年4月中旬 | 各都道府県 から、管内臨床研修病院の募集定員の配分及びその算定方法（ 広域連携型プログラム枠（仮称）の対象都道府県は、同枠の配分結果を含む ）を厚生労働省に提出 |
| 令和7年4月30日まで | 各都道府県 から、管内臨床研修病院に募集定員を通知 基幹型病院は、広域連携型プログラム枠（仮称）を活用したプログラムを新設する場合（既存プログラムを同枠を活用したプログラムに変更する場合を含む）は、都道府県知事に届出 |
| 令和7年9月中旬 | マッチング希望順位登録受付開始（マッチング協議会） |
| 令和7年10月中旬 | マッチング希望順位登録最終締切（マッチング協議会） |
| 令和7年10月下旬 | マッチング結果発表（マッチング協議会） |
| | 各臨床研修病院 が、2次募集等を実施 |
| 令和8年4月1日 | 各臨床研修病院 が、令和8年度臨床研修を開始 |

*広域連携型プログラム枠（仮称）…募集定員上限のうち「医師少数県」又は「医師中程度県の医師少数区域」に所在する臨床研修病院で半年間以上研修を行うプログラムの募集定員に充てる定員をいう

募集定員上限に占める採用人数の割合と医師偏在指標



出典：令和5年度第3回医道審議会医師分科会
 医師臨床研修部会資料（医療対策課にて一部加工）